

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	ノーリツ鋼機株式会社
【英訳名】	Noritsu Koki Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 西本博嗣
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03(3505)5053 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山元雄太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03(3505)5053 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山元雄太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額142,456,100円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

目的の追加

業容拡大のため、事業目的を追加するものであります。

本店所在地の変更

事業の多角化に伴い、より効率的かつ機動的なグループ経営体制を整えるため、本店所在地を和歌山県和歌山市からグループ会社が多く所在する東京都港区に変更するものであります。

監査等委員会設置会社への移行

コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性と機動性の両立を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、西本博嗣氏、松島陽介氏及び山元雄太氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、太田晶久氏、紺谷宗一氏及び伊庭野基明氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、染矢豊文氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、年額2億5000万円以内（うち社外取締役分は年額5000万円以内）とするものであります。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額2000万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	292,021	11,425	0	(注) 1	可決 95.6
第2号議案 定款一部変更の件	257,788	45,654	0	(注) 2	可決 84.3
第3号議案 取締役(監査等委員 であるものを除く。) 3名選任の件					
西本 博嗣	228,391	75,055	0	(注) 3	可決 74.7
松島 陽介	253,292	50,154	0		可決 82.9
山元 雄太	258,237	45,209	0		可決 84.5
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
太田 晶久	302,795	749	0	(注) 3	可決 99.1
紺谷 宗一	239,587	63,957	0		可決 78.4
伊庭野 基明	302,825	719	0		可決 99.1
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 3	
染矢 豊文	258,303	45,139	0		可決 84.5
第6号議案 取締役(監査等委員 であるものを除く。) の報酬等の額決定 の件	302,411	1,029	0	(注) 1	可決 99.0
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	302,466	980	0	(注) 1	可決 99.0

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。